

<巻頭言>

地域における歯科保健推進条例と歯科口腔保健法 —「8020」の実現に向けて—

三浦宏子

国立保健医療科学院統括研究官(地域医療システム研究分野)

The new legal system to improve oral health and community dentistry

Hiroko MIURA

Research Managing Director, National Institute of Public Health

口腔は、円滑な経口摂食ならびに言語コミュニケーションに極めて重要な役割を果たす器官であり、良好な口腔保健状態を維持することは、地域住民の健康寿命の延伸にも大きく寄与することが、多くの研究において報告されている。わが国の歯科・口腔保健に関わる健康政策としては、1989年に提唱された8020運動(満80歳で20本の歯を残そうとするヘルスプロモーション活動)がよく知られている。概念提唱から約20年が経過し、8020運動は各地において定着することにより、わが国の歯科保健状況は大きく改善した。健康日本21の「歯の健康」に関する目標についても、良好な改善状況を示し、以前は夢物語といわれていた「8020社会」の実現も現実性を帯びてきた。

一方、少子高齢化のより一層の進行による「超高齢社会」の到来と疾病構造の変化から、地域における健康課題は大きな変化を遂げた。現在、私たちが抱える健康課題は画一的なものではなく、地域の状況を大きく反映し多種多様なものである。口腔保健・地域歯科においても同様の状況であり、地域のニーズを反映した口腔保健活動の展開が切に求められている。このような状況に対応すべく、2008年7月に新潟県で公布された歯科保健推進条例を皮切りに、多くの都道府県において歯科口腔保健に関わる条例が公布・施行され、成果を挙げつつある。このような各自自治体での歯科保健条例制定は、地域資源を活用し、地域のニーズに合致した地域歯科保健活動の展開に大きく貢献している。これらの歯科保健推進条例の広がり、今般の「歯科口腔保健の推進に関する法律」(略称：歯科口腔保健法、2011年8月10日に公布施行)の制定に大きな追い風となったと言われている。まさしく地域での歯科口腔保健へのニーズが大きくなるとなり、住民主体の口腔保健が実現できる法体制が整いつつあると言える。

わが国の医療・保健・福祉の現状を鑑みると、これらの各領域は相互に密接に関連している。すなわち、各々の活動を個別に展開するのではなく、地域住民が切れ目のないサービスやケアを受けることができるシステムの構築が求められている。平成24年度に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定を契機として、地域医療連携ならびに地域包括ケアの基盤整備はさらに大きく進むものと考えられるが、地域歯科保健活動においても、他職種・他分野連携は不可欠であり、「医療」「保健」「福祉・介護」といった異なる分野に横串を通す能力を有する人材の育成が急務である。

そこで、本特集では、わが国の口腔保健状況の推移と変化を概説し、「8020」達成度の推移と動向を示したうえで、上述した地域における歯科保健条例制定の経緯と今後の動向について、マクロ的な視点からの分析を行った。併せて、全国で2番目に歯科保健推進条例が制定された北海道の事例をまとめることにより、ミクロ的な視点からの考察を示す。そして、今般制定された「歯科口腔保健法」制定に至るまでの経緯について、8020運動との関連性も含めて報告する。この「歯科口腔保健法」の理念のひとつである「他職種との連携による口腔保健」についてもレビューを行い、地域包括医療・ケアにおける歯科の役割について検討を加える。一方、住民に対して、質の高い歯科保健サービスを提供するためには、行政歯科専門職をはじめとする人的資源の活用が不可欠である。そこで、本特集では、地域歯科保健を支える人的資源の現状についても解析を試みた。

地域歯科保健にかかわる施策や法体制について、過去の経緯、現在の課題・今後の動向を体系的にまとめた今回の特集は、地域歯科保健従事者のみならず、他の関連領域の公衆衛生従事者ならびに地域医療従事者にも有益な情報を提供できるものと確信している。本特集が、地域住民のための口腔保健活動をさらに推進していくキャタリスト(触媒)となることを切に希望する次第である。